

5月は消費者月間です

消費者月間全国統一テーマ「学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～」

近年、詐欺・悪質商法の手口は多様化・複雑化し、被害も深刻で解決困難なものが増えています。こうした被害を防ぐには、消費者自身が必要な知識を身につけ、未然に防止することが大切になってきます。

今回は全国的に被害の多い2つの手口について説明します。

◆ 買え買え詐欺

【手口】

未公開株、社債、ファンド(※1)、権利取引などを非常に巧妙な手口で買わせるもので、被害額が数千万円に上る場合もあります。

商品の販売会社 (A社)

勧誘会社 (B社)

A社の未公開株についてのパンフレットが届き、その前後にB社から「A社の株は大変有望だが、選ばれた個人しか買えない。買ってくれたら私があなたから高値で買い取る」などと電話があります。

さらに複数の業者から「もっと高額で買い取る」といった連絡や、公的機関を名乗る者から「A社は信用できる」などの電話がかかってくる場合もあります。

◆ 詐欺的サクラサイト商法

【手口】

広告メール、SNS(※2)、懸賞サイト・占いサイトなどに登録するとメールなどを利用して、次のようなメッセージが送られ、サイトに誘導されます。

「芸能人〇〇の相談相手になってくれたら報酬を支払う」「遺産を受け取って欲しい」「高所得者とメール交換できる」など。

サイトに登録後、メール交換が始まり、数十万円から数百万円を支払ってしまう場合もありますが、最終的にメール交換相手との約束は履行されません。

すっかり信用してA社から未公開株を購入し、さっそくB社に買い取りの連絡を入れると、B社と連絡がつかなくなり、紙切れ同然の証券だけが手元に残ってしまいます。

※1：複数の出資者から資金を募り、その資金を元手とした事業・投資などを行って、得られた収益を出資者に配分する仕組み

【対処方法】

まず、早急に詐欺として警察に相談しましょう。

しかし、相手業者と連絡がつかなくなる場合が多いため、お金を取り戻すことは困難です。手口は巧妙化していますが、「この世にうまい話はない」と心得て未然に防止しましょう。



的にメール交換相手との約束は履行されません。

※2：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型の会員制サービス。

【対処方法】

サイト業者がポイントを購入させる目的でサクラを使っている疑いがあっても、立証は難しく、実際にメール交換サービスを利用しているため、返金させることは困難です。事前に防ぐことが最大の対処法になりますので、見知らぬ相手の甘い言葉を簡単に信用しないようにしましょう。

≪困ったときは市民生活課へ≫

消費生活に関するトラブルや悩みがある場合は、一人で抱え込まず、市民生活課にご相談ください。職員や消費生活専門相談員が相談に応じます。

【相談窓口】

伊賀市消費生活相談専用ダイヤル
☎ 22-9626

(平日午前9時～午後4時)

※専門相談員が相談に応じる日時

月・水・金曜日の午前9時～午後4時(原則)

【メールでの「消費生活情報」配信について】

悪質商法や製品事故など、消費生活に関する情報について、メール配信(携帯電話メール)を行っています。「あんしん・防災ねっと」にご登録の際、災害時緊急メールと併せて「消費生活情報」にもチェックを入れて登録しましょう。

なお、登録方法については広報いが市4月1日号または市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 市民生活課 ☎ 22-9638 FAX 22-9641



▲市民生活課の相談窓口